

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>（手数料）</p> <p>第六条 審査会若しくは知事に対し調停の申請若しくは法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は審査会に対し仲裁の申請をする者は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>〔表〕（現行のとおり）</p> <p>2から3まで（現行のとおり）</p> <p>（手数料の減免又は納付の猶予）</p> <p>第七条 知事は、調停、仲裁又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者が貧困により前条第一項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>第八条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第六条 法第四十五条第二項の手数料の額は、次の表の上欄の申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <p>〔表〕（略）</p> <p>2から3まで（略）</p> <p>（手数料の減免又は納付の猶予）</p> <p>第七条 知事は、調停、仲裁又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者が貧困により法第四十五条第二項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>第八条（略）</p>